

浜岡4号機 原子力安全・保安院指示文書に基づく調査結果について  
(関西電力 美浜3号機 補助給水流量制御弁の一時的動作不具合事象に係る調査関連)

平成 18 年 6 月 15 日

当社は、平成17年7月1日に原子力安全・保安院から受領した指示文書「美浜発電所3号機二次系配管破損事故時に発生した補助給水流量制御弁の一時的動作不具合に係る対応について」に基づき、浜岡原子力発電所4号機における調査結果をとりまとめ、本日(6月15日)、「浜岡原子力発電所第4号機 美浜発電所3号機二次系配管破損事故時に発生した補助給水流量制御弁の一時的動作不具合に係る調査の結果報告書」として原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせいたします。

[\(指示文書へのリンク\)](#)

【事象の概要】

平成16年8月9日に発生した関西電力株式会社美浜発電所3号機の二次系配管破損事故において、事故発生直後の運転操作中に、当該弁の出口側に加わる圧力(背圧)が一時的に弁を開けるために必要な力を上回ったため、補助給水流量制御弁(※1)が一時的に開動作しなかった。

【指示の概要】

- ① 背圧によって動作しない可能性のある弁の有無を調査し、その結果を報告すること。
- ② ①に該当する弁があった場合はその対策について報告すること。

【調査結果】

背圧によって動作しない可能性のある弁がないことを確認しました。

〈他号機について〉

・5号機については既に、同様の調査を行い、背圧によって動作しない可能性のある弁がないことを確認し、調査結果報告書を原子力安全・保安院に提出しました。

[\(平成18年3月14日お知らせ済み\)](#)

・1号機、2号機及び3号機について、同様に調査結果がまとまり次第、原子力安全・保安院に報告していく予定です。

※1 補助給水流量制御弁とは、加圧水型原子炉で二次系配管破損事故等により蒸気発生器へ通常の給水ができなくなった場合に、原子炉の冷却を維持するため補助給水系により蒸気発生器への給水が行われますが、この給水の流量を制御する弁です。

以上